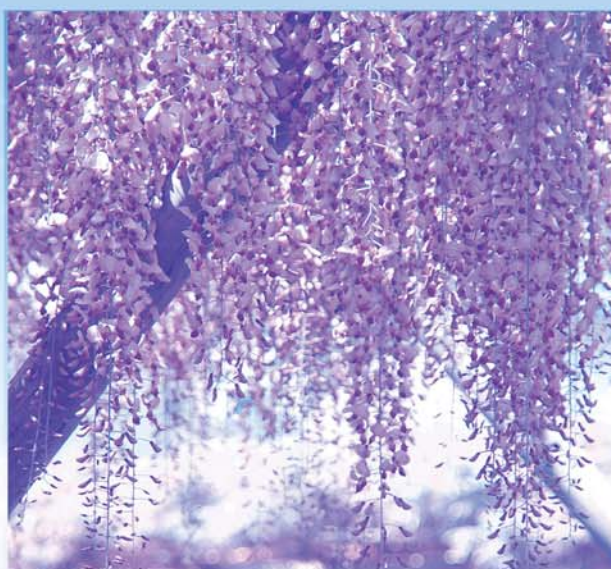


「いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見」を目指して

# 富士見市環境基本計画

改定版

(平成20年度～平成24年度)



富士見市

## 環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、  
緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、  
循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、  
きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、  
うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな  
活力あるまちづくりに努めます。

平成12年4月10日

(平成12年度市制記念日式典にて宣言)

## 富士見市環境基本計画の見直しにあたって

武蔵野台地と荒川低地が出会う、豊かな自然に恵まれた本市は、首都近郊に位置する住宅都市として発展し、豊かな文化と歴史を育んできました。しかし、発展のなかで、大気汚染や酸性雨、オゾン層の破壊など、人や自然に大きな影響を及ぼしかねない様々な現象が問題となるにつれて、その対策が急務と考えられるようになりました。このような中で、人と自然とが共生できる豊かな環境の創造を目指すために、本市では平成15年3月に「富士見市環境基本計画」を策定し、市民の皆様がより住み良いまちづくりを目指して、様々な環境問題の解決に向けた取り組みを行って参りました。



本計画の策定から5年目を迎えますが、近年の多発する異常気象や、地球温暖化の深刻化など、私たちを取り巻く環境は日々刻々と変化を続けています。そのような現在の状況を反映させることを目的として、本計画の見直しを行うことといたしました。本計画の改定に際しては、人類共通の課題として、解決のための国際的な取り組みが行われている地球温暖化問題を、本計画の重点テーマとして新たに位置付け、市民・事業者・行政が一丸となって取り組むべき課題といたしました。市民の皆様におかれましても、かけがえのない地球環境を守り、持続可能な社会を築いていくために、本計画の取り組みに対しまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたり、多大なるご尽力を賜りました市民策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

平成20年3月

富士見市長 浦野 清

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景と目的	2
2 計画の基本方針と役割	2
3 計画の目標期間	2
4 計画の構成	3

## 第2章 計画の目標

1 基本理念	4
2 環境像	4
3 環境の基本目標	5
4 環境の具体的目標	5

## 第3章 目標実現に向けた施策の基本方針

1 施策の体系	6
2 施策の基本方針	7
1 地球環境を考え、循環型社会をつくる	7
① エネルギーを大切にしよう	7
② ごみを減らそう	10
③ 身のまわりから有害化学物質を減らそう	13
2 自然環境を守り育てる	15
④ 森や緑や生き物を守り育てよう	15
⑤ 水を大切にすまちなちづくりを進めよう	18
3 環境に配慮したまちをつくる	20
⑥ 気持ちよく暮らせるまちにしよう	20
⑦ 環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう	23
⑧ 安心して住みつけられる環境を確保しよう	25
4 みんなの力を合わせる	27
⑨ 身近な環境を市民が守り育てよう	27
⑩ 環境教育は地域とともに進めよう	29
⑪ みんなで環境について学ぼう・話そう	31
⑫ みんなで計画を実行し、評価しよう	33

## 第4章 重点テーマ「地球温暖化対策」

1 重点テーマの考え方	35
2 重点的に取り組む項目	35

## 第5章 計画の推進

1 各主体の役割	37
2 計画の推進体制	37
3 進行管理の方法	39

## 資料編

1	富士見市の概要 -----	42
2	富士見市環境基本計画市民策定委員会-----	48
3	富士見市環境審議会 -----	50
4	環境関係条例 -----	51
5	用語解説 -----	58

本文中の※印の語句については、用語解説を参照してください。

# 環境基本計画

---



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 策定の背景と目的

本市では、環境団体などの運動をはじめ、市民の環境に対する意識が高まり、かけがえのない地球環境を守るために、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指す「環境にやさしい都市宣言」を平成12年4月に行い、平成13年12月に「環境基本条例」を制定しました。

富士見市環境基本計画は、以上を背景とし、良好な環境を維持・創出し、人と自然の共生を柱にした、持続可能な地域社会の形成をめざすことを目的とし平成15年3月に策定されました。

しかし、策定後5年を経過し、地球温暖化問題など様々な解決すべき問題が多く残されており、環境や社会の変化に対応するため、富士見市環境基本計画の見直しを行いました。

## 2 計画の基本方針と役割

環境にやさしい都市宣言及び環境基本条例の趣旨に基づき、次のことを本計画の基本とします。

- 1 市民が主体となった計画づくり
- 2 主体別の役割を重視
- 3 計画推進のための方策づくり

また本計画は、持続可能な社会の構築をめざすための環境面からの戦略を示し、今後の環境施策の基本的な方向と取組みの枠組みを明らかにすることを役割とします。

- 1 環境関連計画の最上位に位置付け、他の施策・計画策定の際には必ず考慮すべき計画とします。
- 2 市民・事業者・行政のそれぞれの責務を規定します。

## 3 計画の目標期間

計画の目標期間は、平成15年3月に策定された基本計画（10年間）の後期計画として、平成20年度から平成24年度の5年間とします。

## 4 計画の構成

### 第1章 計画の基本的事項

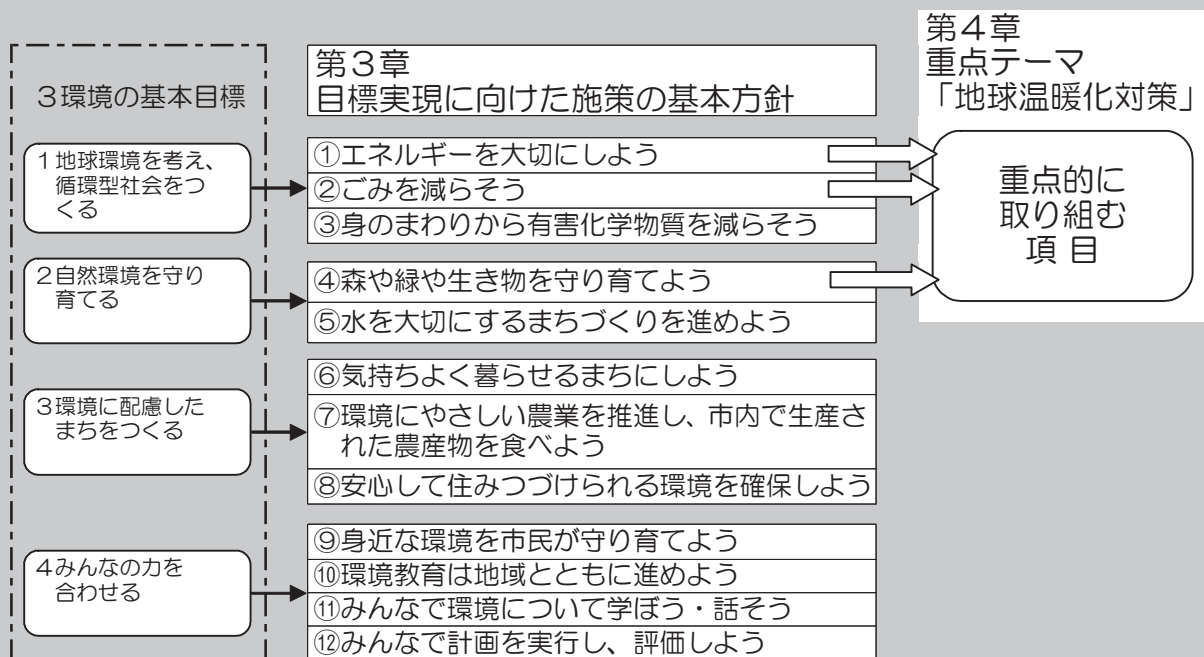
1 策定の背景と目的 2 計画の基本方針と役割 3 計画の目標期間 4 計画の構成

### 第2章 計画の目標

#### 1 基本理念

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

### 2 環境像 ～ いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見 ～



### 第5章 計画の推進

- 1 各主体の役割
- 2 計画の推進体制
- 3 進行管理の方法



## 第2章 計画の目標

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、「富士見市環境基本条例」に掲げられている基本理念と共通とします。

#### 《 基本理念 》

○環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

○環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

○環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(富士見市環境基本条例 第3条〔基本理念〕)

### 2 環境像

基本理念に基づき、本市の環境の課題を踏まえ、本市の望ましい環境像を以下のように定めます。

#### 《 環境像 》

～ いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見 ～



### 3 環境の基本目標

環境像を実現していくために、環境を「つくる」「守る」「育てる」という観点から、4つの環境の基本目標を定めます。

#### 《 環境の基本目標 》

- 1 地球環境を考え、循環型社会をつくる
- 2 自然環境を守り育てる
- 3 環境に配慮したまちをつくる
- 4 みんなの力を合わせる

### 4 環境の具体的目標

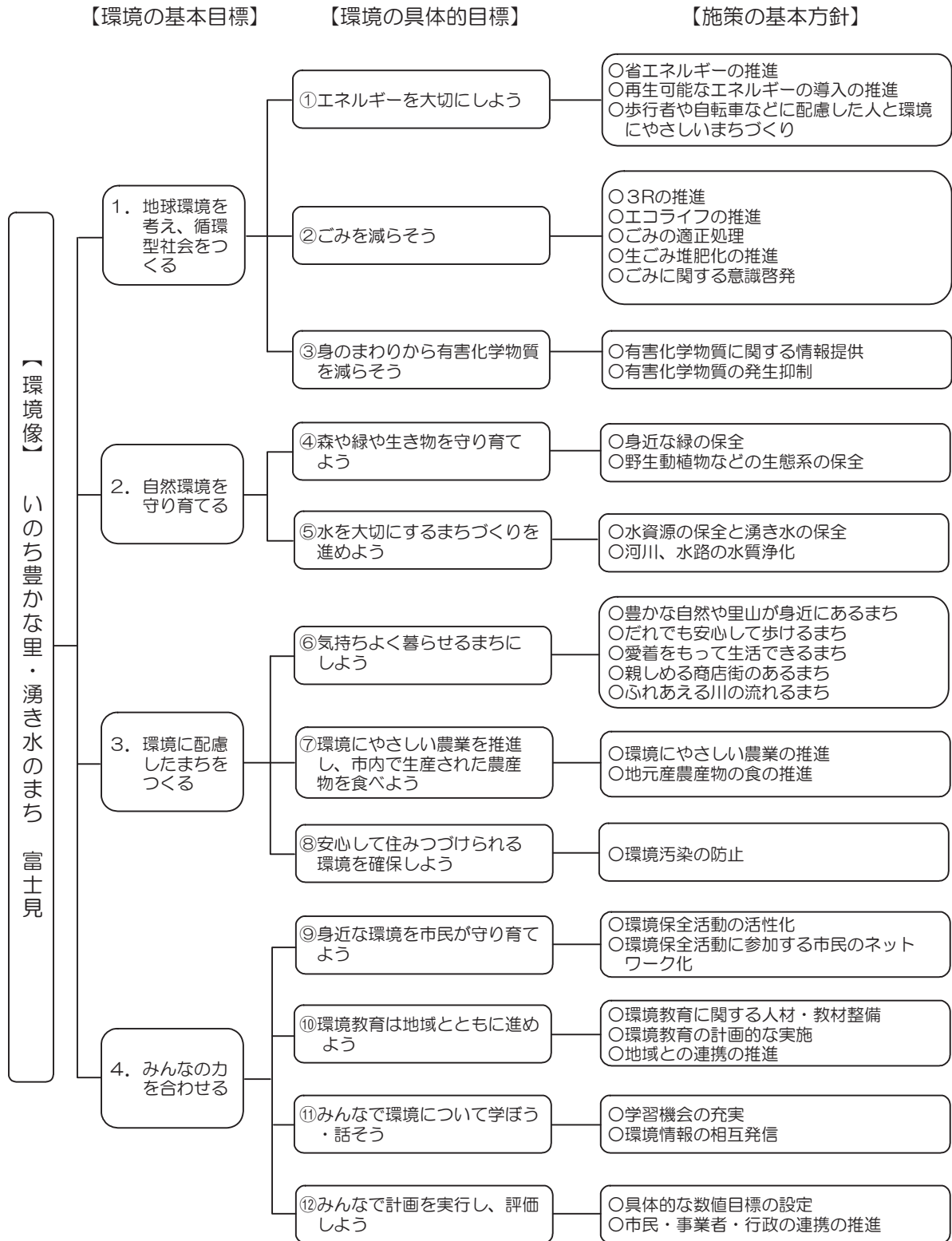
4つの環境の基本目標に基づき、12の環境の具体的な目標を定めます。この環境の具体的な目標を踏まえ、施策を進めていきます。

#### 《 環境の具体的目標 》

- ① エネルギーを大切にしよう
- ② ごみを減らそう
- ③ 身のまわりから有害化学物質を減らそう
- ④ 森や緑や生き物を守り育てよう
- ⑤ 水を大切にすするまちづくりを進めよう
- ⑥ 気持ちよく暮らせるまちにしよう
- ⑦ 環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう
- ⑧ 安心して住みつけられる環境を確保しよう
- ⑨ 身近な環境を市民が守り育てよう
- ⑩ 環境教育は地域とともに進めよう
- ⑪ みんなで環境について学ぼう・話そう
- ⑫ みんなで計画を実行し、評価しよう

# 第3章 目標実現に向けた施策の基本方針

## 1 施策の体系



## 2 施策の基本方針

### 1 地球環境を考え、循環型社会をつくる

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、そこに暮らす全ての人々がその防止に取り組み、解決しなければならない課題です。日常生活の中で、省資源や省エネルギー、ごみの減量などを進めることでライフスタイルを見直し、地球環境への負荷の少ない、持続可能な循環型社会\*を築く必要があります。

#### 1 エネルギーを大切にしよう

地球温暖化の原因は、人為的に排出される二酸化炭素などの温室効果ガス\*にあります。今後ますます深刻化していく地球温暖化を防止していくためには、都市活動にともなう資源やエネルギーの消費を抑制していくことが必要です。

#### 環境の具体的な目標

- ◆ 枯渇性資源\*の消費を抑制するために、省資源や省エネルギーを推進するとともに、二酸化炭素や大気汚染物質の発生抑制に努め、地球環境の保全に貢献します。
- ◆ 学校などの公共施設や新築・増改築する建築物に、太陽光発電などの再生可能なエネルギーの導入を推進するとともに、その普及に努めます。
- ◆ 徒歩や自転車、公共交通機関の利用をよりいっそう促進することで、人と環境にやさしいまちづくりを推進し、将来の市民に住み良い環境を引き継ぎます。

#### 現状と課題

- ・ 日常生活からどれだけの二酸化炭素が排出されているのかを市民一人ひとりが認識し、自覚をもってその削減に努めることが求められています。
- ・ 平成19年度末において、市役所では天然ガス車\*を7台、ハイブリッド車\*を1台、低燃費車\*を28台導入しています。今後も低公害車\*や低燃費車への切り替えや台数の削減に努めるとともに、市民・事業者にも呼びかけをしていく必要があります。
- ・ 自転車の利用をよりいっそう促進するためには、駅前や商店の馬車輪場の確保・整備が必要です。本市の道路環境をみると、歩行者や自転車、車いす、ベビーカーなどが安全に通行できる道路が極めて少ない状況です。
- ・ 太陽光発電については、すでに3か所の公共施設に導入されており、市内全体でも累計229件設置されています（このうち、平成18年度には21件設置されました）。今後もさらなる太陽光発電の設置を呼びかけていく必要があります。
- ・ 市役所などの公共施設と、駅などの市内各域を結ぶ、市内循環バスの運行状況は十分とはいえず、その利便性の向上にさらに努める必要があります。
- ・ 市役所では平成18年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、すべての行政活動から排出される二酸化炭素の排出量を、平成23年度末までに639トン削減する取り組みを始めています。

## 施策の基本方針と具体的な取組

### ●省エネルギーの推進

- 富士見市版環境家計簿<sup>※</sup>を普及させることによって、市民一人ひとりが自らの日常生活から排出する二酸化炭素の量を認識し、自覚をもってその削減に努めることを支援します。
- 環境負荷を低減するためにアイドリングストップ<sup>※</sup>などを心がけ、エコドライブ<sup>※</sup>を推進します。
- ノーカーデー<sup>※</sup>を推進します。
- 省エネルギー効果に加え、市民の健康増進にも役立つ、徒歩と自転車の利用を推進します。
- 低公害車や低燃費車の導入を推進します。

### ●再生可能なエネルギーの導入の推進

- 化石燃料の消費を抑制するため、学校などの公共施設には太陽光発電などの再生可能なエネルギーを導入するように努め、市民と事業者の環境意識づくりに役立てます。
- 再生可能なエネルギーの導入を、可能な限り検討します。

### ●歩行者や自転車などに配慮した人と環境にやさしいまちづくり

- 環境に負荷を与える自動車への依存度を少しずつ減らしていくために、歩行者や自転車、車いす、ベビーカーなどに配慮した、人と環境にやさしいまちづくりを推進します。

## 各主体が実行すること

### 市 民

- 今後ますます深刻化しつつある地球温暖化などの環境問題を、人類共通の課題として認識し、一人ひとりが自ら省エネルギーに努めます。
- 日常生活の中で環境への負荷を低減するために、マイバッグ<sup>※</sup>やエコ商品<sup>※</sup>の利用、リサイクルへの協力、低公害車や低燃費車の選択をするよう努めます。
- 富士見市版環境家計簿を活用し、身近な省エネルギーに取り組みます。
- 冷暖房の温度を適正に設定したり、家電製品のコンセントをこまめに抜いたりすることなどを実践することで、省エネルギーに努めます。
- 省エネルギータイプの家電製品を購入するよう努めます。
- 徒歩と自転車、公共交通機関の利用をできるだけ心がけます。
- 自動車を使用するときはアイドリングストップを心がけ、省エネルギーに努めます。
- ノーカーデーを推進し、公共交通機関の利用を心がけます。
- 輸送の際のエネルギー消費を削減するため、地元産農産物を購入するよう心がけます。

事業者

- 冷暖房の適正な温度設定に努め、省エネルギーを推進します。
- 自動車を使用するときは、アイドリングストップなどのエコドライブを実行します。
- 低公害車や低燃費車の導入に努めます。
- 事業所のエコオフィス<sup>\*</sup>化を推進し、環境にやさしい事業活動を行います。
- レジ袋の削減を推進し、マイバッグの利用と簡易包装への協力を呼びかけます。

行政

- 地球温暖化対策実行計画に基づき、自ら率先して省エネルギーを実行し、エコオフィス化を推進します。
- 地球温暖化問題についての情報提供を行い、市民や事業者の環境意識の向上に努めます。
- 多くの市民の参加と協力を得て、富士見市版環境家計簿の普及に努めます。
- 学校などの公共施設を中心に、太陽光発電などの再生可能なエネルギーのさらなる導入に努めます。
- 市有車を低公害車や低燃費車へ切り替えていくとともに、台数の削減に努めます。
- 歩行者や自転車、車いす、ベビーカーなどに配慮した、人と環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ノーカーデーを推進するために、自ら率先して自動車の使用を抑えるとともに、市民に徒歩や自転車、公共交通機関の利用を呼びかけます。

## 2 ごみを減らそう

使い捨て・大量消費社会が環境破壊をもたらし、人類を含めた生態系と地球の未来を脅かしています。今すぐにでもライフスタイルを変え、持続可能な社会を作るための第一歩として、本市におけるごみ問題の解決をみんなで進める必要があります。

### 環境の具体的な目標

- ◆ ごみを減らすために、くらしに3Rを徹底させます。
- ◆ 限りある資源を大切にすため、資源を循環させて利用します。
- ◆ ごみを適正に処理し、地下水や大気などの環境汚染を防止します。
- ◆ 生ごみも資源ととらえ、堆肥化して活用します。
- ◆ ごみに関する意識啓発を行い、ごみ出しルールを徹底します。
- ◆ ごみのない美しく快適なまちづくりを進めます。

### 現状と課題

- ・ ペットボトルなどの容器包装については、容器包装リサイクル法\*に基づき分別回収されていますが、この中には、分別困難なものがあったり、分別を面倒と考えたりする人々もいて、十分に機能していない実態があります。
- ・ 生ごみの堆肥化は学校給食や一部の家庭で始まっていますが、全市的に取り組む目標を掲げる必要があります。本市ではEM/バケツ\*や電気式生ごみ処理機\*など、生ごみ処理容器への補助を行っており、平成18年度までの累計設置数は1,795件となっていますが、このような施策に加え、地域ごとに設置する生ごみ処理施設の検討や、良質な生ごみの堆肥化の推進、植樹や農業での使用の拡大など、積極的に取り組む必要があります。ごみを減らす手段のひとつとしての、生ごみの堆肥化の効用を広く説明し、普及に努める必要があります。
- ・ 自分の目の前からごみがなくなりさえすればよいと考える人のごみ出しマナーの悪さが問題となっています。ごみを出す人の責任を明確にし、最後の処分まで責任を持つごみ出しのマナーが求められます。
- ・ ごみ問題についての積極的な情報提供を行い、市民・事業者に知ってもらう必要があります。また、地域の状況を把握し、問題を解決するためには市民や事業者の参加が欠かせません。

### 施策の基本方針と具体的な取組

#### ●3Rの推進

- ごみになるものは減らします。リデュース (reduce)
- ごみにせず、大切に繰り返し使います。リユース (reuse)
- ごみではなく資源と捉えて、次の使い方を工夫します。リサイクル (recycle)
- ごみの減量と資源化についての数値目標を立てて、進行管理します。

### ●エコライフの推進

- 環境にやさしい消費者「グリーンコンシューマー\*」を心がけます。
- 何度も繰り返して使えるリターナブル容器\*に入った商品を選び、使い捨て容器に入った商品はなるべく買わないようにします。
- 量り売りや簡易包装、詰め替えの商品を買います。
- まだ使えるものはバザーなどに出します。
- マイバッグを持参します。
- 環境保全に取り組んでいるエコ商店\*を市民に紹介できるようなガイドブックの検討をします。

### ●ごみの適正処理

- リサイクル関連法\*を守り、ごみの適正処理に努めます。
- ごみの不法投棄を防止するため、市民意識の向上や、地域美化、地域・行政・警察が連携した不法投棄摘発などの対策を推進します。
- ペットボトルや牛乳パック、トレイなどの販売者回収をはたらきかけます。

### ●生ごみ堆肥化の推進

- 生ごみを堆肥化し、農業や植栽、家庭菜園などに利用することを推進します。
- 生ごみ処理容器の購入補助制度のさらなる周知に努めます。
- 公共施設や事業者から排出される生ごみの堆肥化を、さらに推進します。
- 良質の生ごみ堆肥生産技術の研究と、農業への利用を進めます。また、生ごみ堆肥を使って生産された農産物を市民の食卓や給食に取り入れるしくみづくりを検討します。

### ●ごみに関する意識啓発

- 発生から処分、再利用までの全ての過程を視野に入れた、総合的な情報の提供を推進し、ごみの減量や処理についての具体的な情報の周知に努めます。
- 家族や近所、地域の人たちと協力して、ごみの少ない美しいまちづくりを目指します。
- グリーン購入\*の推奨と、グリーンコンシューマーの育成に努めます。
- 環境に配慮した量り売りや簡易包装、地元産品の販売などをおこなうエコ商店を増やし、市民に利用してもらうよう呼びかけます。
- 小学校入学時には、保護者にグリーン購入のパンフレットを配り、学用品にも環境に配慮したものをそろえてもらうよう呼びかけます。
- ごみの有料化、戸別ゴミ回収制度を検討します。また、高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な家庭に対し、地域で支援します。
- ごみ処理にかかる費用を市民や事業者に分かりやすく示し、ごみの削減に向けた意識啓発に努めます。
- 市民向けに家財、衣類などの再生技術の講習会を開催し、粗大ごみなどの再生品を販売するリサイクルステーションを拡充します。
- レジ袋などの無駄な容器包装を無くすため、市民にマイバッグを持ってもらうなどの対策を検討します。



各主体が実行すること

市民

- 3Rを実践し、市作成の「ごみの出し方」パンフレットで示したルールに基づき、決められた曜日に、正しい方法で分別して出します。
- ごみ集積所の美化を進めます。
- 不法投棄をしません。また不法投棄物の撤去に協力します。
- エコライフを心がけ、グリーンコンシューマーを目指します。
- マイバッグを持参します。
- 生ごみの堆肥化などを積極的に行い、ごみの減量に努めます。

事業者

- 容器包装の削減に努めます。
- 事業所から出るごみの適正処理と減量に努めます。また、不法投棄は絶対にしないようにします。
- 循環型社会形成推進基本法<sup>\*</sup>に基づき、生産者の責任を可能な範囲で実行します。
- 事業所から出る生ごみの堆肥化などを積極的に行い、その量の削減に努めます。

行政

- ごみの削減のための具体的施策を進めることで、市民・事業者の意識向上に努め、ごみの回収費用の低減に努めます。
- グリーン購入を徹底します。
- ごみの減量や地域美化を進める市民団体などを支援します。
- 近隣住民の協力を得ながら、不法投棄防止対策をさらに推進します。
- 生ごみの堆肥化についての具体的な施策を推進し、その普及に努めます。

### 3 身のまわりから有害化学物質を減らそう

化学物質は、現在の便利で快適な日常生活を維持する上で欠かせないものですが、その中には、人の健康や動植物の生息に悪影響を及ぼすものもあります。これを防ぐためには、化学物質を用いた様々な製品についての知識を身につけ、適正な使用を心がけていくことが必要です。

#### 環境の具体的な目標

- ◆ 学校などの公共施設に使用されている有害化学物質を可能な限り減らします。
- ◆ 農薬や消毒に頼らない環境保全型のまちづくりを進めます。
- ◆ 暮らし方を考え、身近なところから有害化学物質を減らす努力をします。
- ◆ 子どもや妊産婦、化学物質過敏症\*の人などを含む全ての市民の健康に配慮した施策を進めます。

#### 現状と課題

- ・ 私たちは日常生活や事業活動の中で、食品中の保存料や合成着色料、農薬や殺虫剤、塗料や接着剤などの化学物質を原材料や製品といった様々な形で利用し、それらを大気や水、土壌といった環境に排出しています。
- ・ 学校や公共施設から有害化学物質を可能な限り減らしていくことが必要です。
- ・ 住宅や学校、病院などに隣接する地域での農薬などの有害化学物質の使用は、可能な限り抑えていく必要があります。
- ・ ダイオキシン類\*については、大気・土壌の調査を毎年実施しており、環境基準\*以下になっていますが、引き続き、監視する必要があります。
- ・ 地下水（井戸水）の水質を調査した結果、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の値が環境基準を超えていましたが、これには窒素肥料の使用などの影響が考えられます。
- ・ 建築物の解体作業に伴うアスベスト\*の発生については、アスベスト関連法\*に基づいた適正な処理が行われていますが、今後も対策を続けていく必要があります。

#### 施策の基本方針と具体的な取組

##### ●有害化学物質に関する情報提供

- 環境ホルモン\*や有害化学物質の情報は日々更新されており、その量も膨大であるため、情報の整理を行うことで、分かりやすく提供するように努めます。
- シックハウス\*・シックスクール\*対策の情報提供に努めます。
- 事業者と医療機関、各指導機関とが連携して、有害化学物質対策にあたります。

### ●有害化学物質の発生抑制

- ダイオキシン類の発生の原因となる物質を暮らしの中からもなるべく減らしていき、「買わない・使わない・燃やさない」を徹底します。
- 市内の行事などで有害化学物質を含む製品を使わないようにします。
- 野外焼却<sup>※</sup>によるダイオキシン類発生の危険性を広く知らせ、地域ぐるみで防ぎます。
- ダイオキシン類を発生させる農業資材<sup>※</sup>の削減と回収、リサイクルを心がけます。
- フロン<sup>※</sup>ガスが大气に拡散することを防止するため、フロンガス回収の情報提供をします。フロンを排除した製品を推奨します。
- 学校などの公共施設や大勢の人の集まる場所では、そこを利用する人の健康に特に配慮し、シックハウス・シックスクール対策を優先して行います。
- 殺虫剤などの身近にある有害化学物質は、人体や環境に与える影響に配慮し、必要以上に使用しないようにします。
- 農薬使用者は、周辺住民や消費者の健康に配慮した農薬の使用回数や量を確認し、使用するとともに、近隣住民への周知を徹底する必要があります。
- 使用禁止となった古い農薬は、管理者が責任を持って処分します。

### 各主体が実行すること

#### 市民

- 身の回りの有害化学物質についての情報を積極的に収集し、それを含む製品などを「買わない・使わない・捨てない」ようにします。
- 家庭の植栽の管理には、農薬などに頼らない方法で行うよう努めます。

#### 事業者

- 有害化学物質を発生するおそれのある製品は、作ったり売ったりしないように努めます。
- 有害化学物質対策に取り組み、消費者への情報提供などを積極的に行います。
- 農薬を販売する際には、適正な量や使用方法について周知します。
- 建物の解体工事の際には、アスベスト関連法を守ります。

#### 行政

- ダイオキシン類の発生を抑制するために、ごみの減量と分別の啓発、野外焼却の防止に努めます。
- 有害化学物質に関する情報の整理・提供を行い、迅速な指導に努めます。
- 有害化学物質の危険性などについて市民が学習する機会を設けます。
- 光化学スモッグ<sup>※</sup>情報を学校や市民にいち早く知らせ、健康被害を防ぎます。
- 家庭の植栽の管理には、農薬などに頼らない方法で行うよう周知します。
- アスベスト関連法を守るよう指導および啓発に努めます。

## 2 自然環境を守り育てる

豊かに広がる木々の緑や川のせせらぎ、そこに生息する様々な生き物など、自然は人に多くの恵みと安らぎを与えてきました。本市の自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくために、私たちは自然との共生を実現しなければなりません。

### 4 森や緑や生き物を守り育てよう

急速な経済活動の発展や産業構造の変化、開発などの影響により、豊かだった森や緑は徐々に失われつつあります。身近にある自然環境を守り、育てていくために何ができるのかを、私たちは考え、実行していく必要があります。

#### 環境の具体的な目標

- ◆ 斜面林\*・屋敷林\*・社寺林\*などの減少の防止に努めます。
- ◆ 渡り鳥・魚類などの生き物の生息拠点の確保のため、河川やその周辺の緑地を保全します。
- ◆ 生態系に配慮した動植物の保全を推進します。
- ◆ 地球温暖化を防ぎ、人に安らぎを与える樹林や緑地を保全・創造します。
- ◆ 公共施設や事業所、住宅の緑化を推進します。
- ◆ 市民・事業者・行政や各種団体が協力して、樹林・緑地の保全と維持管理に努めます。

#### 現状と課題

- ・ 本市においては、平成6年の調査による良好な緑地（川・水田・湿地・草地・斜面林・屋敷林・社寺林などの組み合わせで形成されるエリア）は6ヶ所ありましたが、近年の開発などの影響により、緑地面積は徐々に減少し、良好な緑地は失われつつあります。雑木林と呼ばれる二次林\*を形成している落葉広葉樹のクヌギ・コナラ・イヌシデなどの落ち葉や伐採木は、かつてのように堆肥や薪炭に活用されることもなく、次第に手が入らなくなり荒れてしまっています。それらの樹林や緑地はほとんどが個人所有であるため、相続などの問題で減少する傾向にあり、中でも山林はこの30年あまりの間に4分の1以下に減少しています。
- ・ 本市には、樹林地を守ることを目的として買い取った緑地公園が8か所、借地の市民緑地\*などが12か所（3,0ha）あり、その一部で市民参加の管理を行っています。
- ・ 鎌倉道が通る斜面林や湧き水を有する「石井緑地公園」は、自然に近い形の緑地公園として整備され、市内環境団体が地域住民や行政と協力して、この公園の保全に取り組んでいます。
- ・ 平成13年には、樹林地保全のための緑地保全基金\*を設立し、諏訪・氷川の森の一部と貝戸の森を買い取りました。諏訪・氷川の森の残りの部分についても、保全の要望書が市内環境団体より提出されています。
- ・ 市街地の拡大により、森林植生が失われ、鳥や昆虫、狐、狸、いたちといった動物や植物の生息域が減少しています。その保全には生態系の観点が必要であり、生態系ピラミッド\*とそれを支える土、水、空気、太陽光といった自然のしくみ全体を保全したり、ビオトープ\*を創造することによってつくり出したりすることが必要です。
- ・ 市民が身近な公園や緑地の維持管理を行いやすいように、その活動を支援する制度の創設や、利用の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

- ・ 民有緑地の保全作業にボランティアが参加できるようにするため、専門家を含めたコーディネーター制度などが必要です。
- ・ 樹林や緑地が減少している原因として相続などの問題がありますが、そのような理由で減少している樹林や緑地の保全のための対策を、市民と行政が一体となって関係各方面へ呼びかけることが大切です。

## 施策の基本方針と具体的な取組

### ●身近な緑の保全

- 市民の財産である緑を守るため、緑地保全基金の充実を目指し、地域での募金活動を進めます。
- 市民・事業者・行政が連携して、地下水・湧き水・雨水を利用した緑や、ビオトープを創造します。
- 公共施設や事業所、商業施設などの緑化を目指し、屋上緑化<sup>※</sup>や壁面緑化<sup>※</sup>などを検討します。
- 公園・緑地の整備を行う際には、昔からそこにある樹木を最大限残すよう努めます。
- 公共施設などの落ち葉の堆肥化に努めます。

### ●野生動植物などの生態系の保全

- 野生動植物をむやみに採取したり、捕獲したりしません。
- 動植物の生息地の確保と適切な管理に努めます。
- 動植物の生息地を確保するため、樹林地や緑地の減少を防ぐよう努めます。
- 動植物の生息地を確保するため、農業用水路や湧き水、地下水などを活用します。
- 輸入動植物は、自然界に放置すると生態系を脅かすので、所有者は責任を持って飼育・栽培します。

## 各主体が実行すること

### 市 民

- 行政や事業者と協力し、樹林・緑地の維持管理に努めます。
- 宅地への植樹、生垣、庭などの緑化を生態系に配慮しながら積極的に進めます。
- 落ち葉や刈り草を土づくりに活用します。
- 身近な動植物の生息地の調査や管理などを行います。
- 輸入動植物は、所有者が責任を持って飼育・栽培します。

### 事 業 者

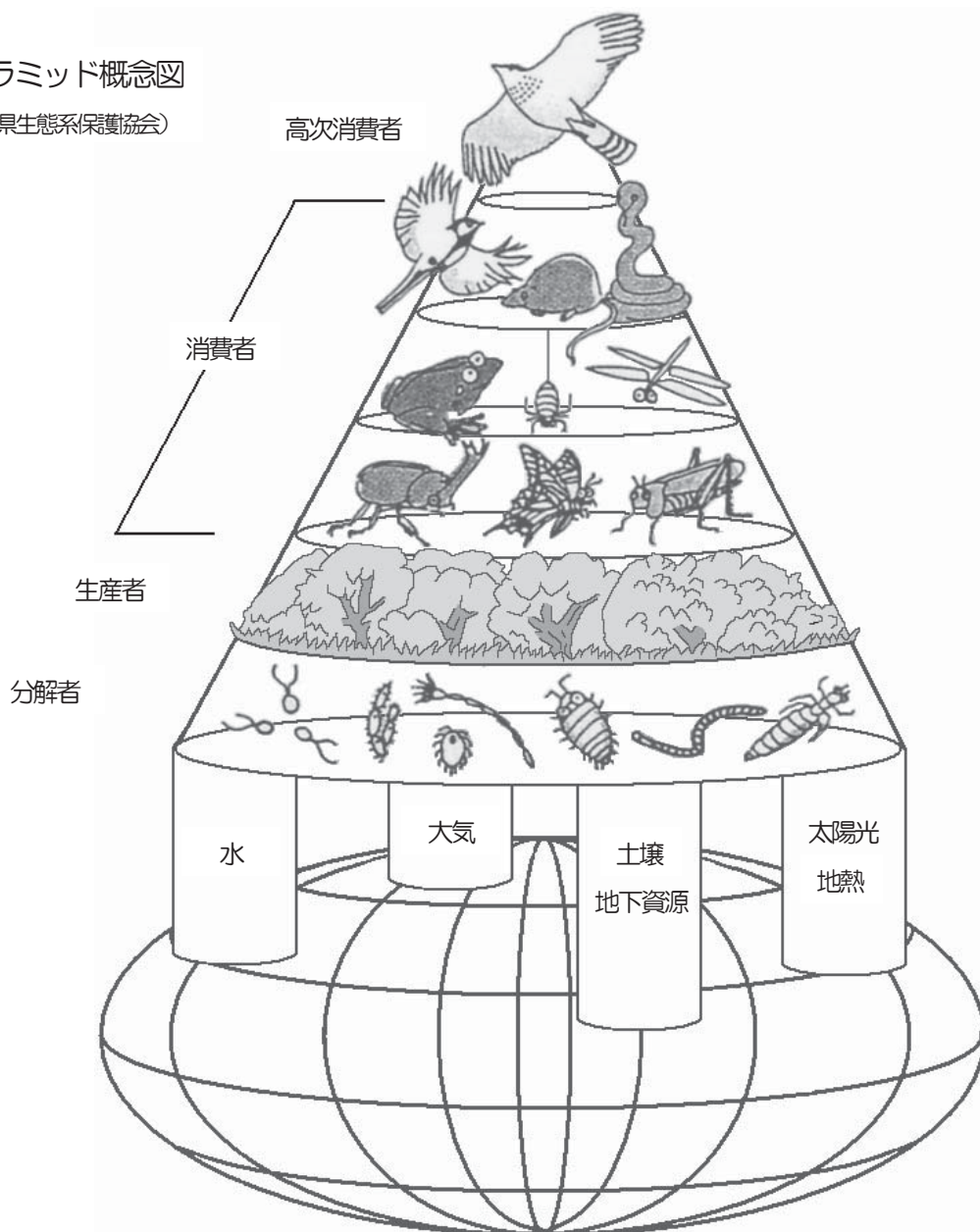
- 遊休地<sup>※</sup>の活用を、市民や行政に提案します。
- 緑地保全に協力します。
- 敷地内の緑化率<sup>※</sup>を高め、屋上緑化、壁面緑化を積極的に進めます。
- 輸入動植物を販売するときは、責任を持って飼育・栽培するよう啓発します。

行政

- 「緑の基本計画\*」に沿って、地域バランスの取れた公園整備による緑の確保を図ります。
- 公共施設に壁面緑化などを取り入れることにより、緑化に努めます。
- 公共事業では樹木や林を生かす設計を基本にし、やむを得ず伐採した樹木分は植樹するよう努めます。
- 残された民有樹林地や屋敷林を保全するために、小規模でも保存樹林等に指定し、所有者の維持管理費の負担軽減について検討します。
- 定期的に現況調査を行い、動植物などの生息マップを作成します。
- 市民参加により、動植物の生息地や緑地の調査をする機会を設けます。
- 事業者や個人が所有する樹林や緑地の保全のための支援をします。
- 輸入動植物の自然界への放置が、生態系に及ぼす影響について啓発します。

生態系ピラミッド概念図

(出典：埼玉県生態系保護協会)



## 5 水を大切にするまちづくりを進めよう

荒川や新河岸川の支流である多くの河川と湧き水を有する本市は、昔から水の豊富な地域でした。豊かな水資源を大切にしていくために、「水循環」に配慮したまちづくりをみんなで進めていく必要があります。

### 環境の具体的な目標

- ◆ 水を大切にする生活をします。
- ◆ 湧き水の保全に努めます。
- ◆ 河川や水路の水質浄化を進めます。
- ◆ 河川や水路を大切にします。

### 現状と課題

- ・ 本市は、地形的に「水」が豊富に集まる地域であるため、古くから人が住みやすい環境でしたが、水害の心配に悩まされた地域でもありました。そのため、河川改修の実施や遊水地・排水ポンプの整備を進め、その不安は減少してきています。
- ・ 武蔵野台地の端に位置する本市にとって、その成り立ちをもあらかず湧き水は、水に恵まれた地域性を示すシンボルとして大切なものです。富士見市環境施策推進市民会議\*が平成17年度に行った調査により、市内には29か所の湧き水があることが確認されましたが、この中には宅地開発などにより本来の湧出点がふさがれ、側溝を伝って流れ出ているものも含まれており、良好な状態の湧き水は少なくなっていることから、その保全について考えていく必要があります。
- ・ 河川については、水質のよりいっそうの浄化が必要です。さらに雨などの大気中の水から地下水脈までの「水循環」を視野に入れた、水を大切にする生活を実行していく必要があります。
- ・ 河川に流れる水は、途中でより大きな川と合流し、最終的には海に流れ込みます。身近な河川にごみを捨てることが、地域の水環境だけでなく、海の環境をも汚していることを認識し、その防止に努めていく必要があります。

### 施策の基本方針と具体的な取組

#### ●水資源の保全と湧き水の保全

- 水源確保のため、湧き水と周辺緑地の保全に努めます。
- 湧き水周辺を、生態系に配慮しつつ適切に整備します。
- 湧き水の保全とともにその活用にも努め、市民の認知を広げてその価値を高めます。
- 雨水を資源としてとらえ、貯水利用を進めます。
- 雨水浸透施設\*や透水性舗装\*の導入に努めます。

●河川、水路の水質浄化

- 河川だけでなく、その周囲の自然環境も一体として保全を進めます。
- 河川、水路の保全のための啓発を行うことにより、市民一人ひとりに河川、水路に関心を持ってもらうよう促します。
- 未処理の生活雑排水の流入を防ぐために、その原因を調査し改善に努めます。
- 水質汚濁を軽減するため、環境にやさしいせっけん製品\*を使用する取り組みを進めます。

各主体が実行すること

市 民

- 湧き水に親しむよう心がけるとともに、湧き水やその周辺の環境を汚さないよう努めます。
- 敷地内にはなるべく土の面を残して舗装面を可能な限り少なくし、また雨水浸透ますを設置するよう心がけます。
- 住宅の新築・改築の際は、雨水タンクなどの雨水利用施設の設置を検討します。
- 住んでいる地域の実情に合わせて、公共下水道あるいは合併処理浄化槽\*により、生活雑排水を適正処理します。
- エコクッキング\*を心がけ、野菜くずや廃油などをそのまま流さないようにします。
- 水質を悪化させないよう、水中での分解性がよいせっけん製品を使用します。

事 業 者

- 敷地内にはなるべく土の面を残して舗装面を可能な限り少なくし、また駐車場には透水性舗装を導入するなど、雨水浸透施設の設置を心がけます。
- 雨水利用施設の施工について研究し、雨水利用を施工主に勧めるよう努めます。
- 事業排水を適切に処理します。

行 政

- 湧き水の保全に努めます。
- 公共施設への雨水浸透施設や透水性舗装、雨水利用施設の導入に努めます。
- 雨水の有効利用や地下浸透促進についての周知に努めます。
- 公共下水道の整備を進め、個別接続を推進するとともに、未整備地域については合併処理浄化槽を設置するよう啓発します。
- 水質の状況についての情報を公開し、市民が関心を高めるよう促します。



### 3 環境に配慮したまちをつくる

持続可能な循環型社会をつくっていくためには、私たちが暮らすまちにおいても、環境への配慮が求められています。地球環境に配慮した、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりを行い、環境にやさしいまちを目指していく必要があります。

#### 6 気持ちよく暮らせるまちにしよう

すべての人が歩いていて気持ちのよい、安全なまちづくりをするために、身近に豊かな自然があり、愛着を持って暮らせる環境をつくっていく必要があります。

##### 環境の具体的な目標

- ◆ 豊かな自然や里山\*が身近にあるまちにします。
- ◆ だれでも安心して歩けるまちにします。
- ◆ 愛着をもって、生活できるまちにします。
- ◆ 親しめる商店街のあるまちにします。
- ◆ 流れあえる川の流れるまちにします。

##### 現状と課題

- ・ 人口に対して公園面積が少なく、公園設置の要望が強い状況ですが、空地がない、財政的に用地確保が難しいなどの問題があります。また、地域によって公園の有無にばらつきがあります。
- ・ 開園から30年以上経過している公園では、樹木の太木化が目立ち、近隣住民から落ち葉の苦情が増えています。市民・事業者とともに落ち葉対策を考えていく必要があります。
- ・ 富士見川越有料道路の料金所を避けた自動車が、市内に多く入ってきていますが、道路は狭く歩道も少ない状況であり、通過車両を減少させる対策が必要です。また、車いすやベビーカーも安全に通れる歩道の整備も必要です。

##### 施策の基本方針と具体的な取組

###### ●豊かな自然や里山が身近にあるまち

- 市内に昔からある樹林、植物を保全し、身近な緑地として活用します。

### ●だれでも安心して歩けるまち

- 歩行者や車いす、視覚障がい者も安心して往来できるような歩道や公共施設の整備を検討します。
- 自転車の利用を促すため、利便性の高い駐輪場の確保などに努めます。
- 放置自転車対策をさらに推進します。
- 自動車の利用を減らすため、駅を中心とした市内循環バスの運行などにより、公共交通機関の利用を促進します。
- 捨て看板は、速やかに撤去します。

### ●愛着をもって生活できるまち

- 地域の植生を考慮した公園や緑地を設置します。
- 緑化樹木は、地域の植生にあったものを植えます。
- 子どもから大人まで安らげる、原っぱのある公園づくりを目指します。

### ●親しめる商店街のあるまち

- 商店街が元気になる方策を検討します。
- 商店街に植栽やベンチなどの設置を検討し、親しめる商店街を目指します。
- 商店街で地元産農産物などを積極的に取り扱うよう努めます。

### ●ふれあえる川の流れるまち

- 川周辺のごみ拾いや川に関係するお祭りなど、川に親しむ機会をつくります。

## 各主体が実行すること

### 市民

- 徒歩や自転車、公共交通機関などを利用して自動車の使用を減らします。
- エコ商店を利用します。
- 公園の管理について関心を持ち、協力します。
- 街路樹の落ち葉の清掃などに協力します。
- 里山の地権者との保存協定を結んで里山を保全します。
- 身近な河川の清掃活動などに参加するよう努めます。

### 事業者

- 地元産農産物を積極的に取り扱い、地産地消<sup>※</sup>に努めます。
- 地域の逸品制度の普及に努めます。
- 環境重視の商品を扱い、エコ商店を目指します。
- 消費者に分かりやすい環境情報を提供します。
- 消費者が買い物しやすい店舗作りに努めます。
- 捨て看板を設置しません。

行政

- 都市計画の方針に基づいて、本市の将来を十分に考慮したまちづくりを行います。
- 利便性の高い馬車輪場の確保などに努めます。
- 市内の道路や公共施設に、点字ブロックや誘導設備、段差の無い通路などの設置に努めます。
- 公園の地域格差を減らすために、公園の適正な配置と必要面積の確保に努めます。
- 公園などの樹木には、地域の植生にあったものや、在来種を植えるよう努めます。
- 緑地保全基金を活用し、緑地の保全に努めます。
- エコ商店やエコ商店街\*を支援します。
- 里山の保全を支援します。
- 子どもから大人まで安らげる、原っぱのある公園づくりを目指します。
- 身近な河川と親しむための機会を提供します。

## 7 環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう

農業生産については、自然環境や食べる人の健康に配慮した、環境にやさしい農業の推進が求められています。そのような取り組みを推進していくために、減農薬や減化学肥料といった栽培方法や、地産地消の考え方などを広めていく必要があります。

### 環境の具体的な目標

- ◆ 環境にやさしい農業の推進に努めます。
- ◆ 地元産農産物の食の推進に努めます。

### 現状と課題

- ・ 平成17年の調査では、本市における農家戸数は802戸、経営農地面積は565haになっています。そのうち、専業農家<sup>\*</sup>は90戸、第一種兼業農家<sup>\*</sup>は33戸、第二種兼業農家<sup>\*</sup>は478戸となっていますが、第一種兼業農家については平成12年に行われた調査結果からほぼ半分までにまで減少しており、農業従事者の兼業化が進んでいることが分かります。
- ・ 農地の管理については、農業従事者の担い手不足などによる耕作放棄により、遊休農地が増加傾向にあります。これらは、防犯や防火上の問題となるほか、ごみの不法投棄の原因にもなっています。
- ・ 市内の道路照明は生活を送る上で必要なものですが、照明機材による光害<sup>\*</sup>が水稻、ほうれん草などについて一部出ており、農作物への被害を抑えるための対策が必要です。
- ・ 本市では主に、少量多品目の栽培と専門的な複合生産が行われています。埼玉県には減農薬、減化学肥料栽培により生産した農産物を認定する特別栽培農産物認証制度<sup>\*</sup>があり、環境にやさしい農業の推進が図られています。
- ・ 乾燥による土ほこりや豪雨時の土砂流出を防止するための対策を、引き続き行っていく必要があります。
- ・ 学校給食では地元産の米やほうれん草、かぶ、小松菜などを取り入れています。今後もさらなる地産地消の取り組みが必要です。
- ・ 市内の農業・酪農従事者により、廃ビニールなどの農業資材のリサイクルや、家畜の糞の堆肥化など、環境にやさしい農業の取り組みが行われていますが、そのような取り組みが市民に認知されることが重要です。

### 施策の基本方針と具体的な取組

#### ●環境にやさしい農業の推進

- 減農薬、減化学肥料による栽培といった環境にやさしい農業を推進するため、埼玉県の特別栽培農産物認証制度の認定の推進を図ります。
- 遊休農地については、認定農業者<sup>\*</sup>などへの利用推進を図り、その保全に努めます。

- 土ほこり対策や地力増進のために、農業従事者は冬季の畑で作付け予定のない場合、麦や緑肥※の栽培に努めます。行政は種子などの現物支給を推進します。
- 農作物への光害防止のため、光が拡散しにくい照明機材の設置など、その被害を最小限に抑えるための対策を検討します。

●地元産農産物の食の推進

- 本市の農業に対する理解を深めるため、地元産農産物を学校給食に導入する取り組みを、積極的に推進します。
- 環境にやさしい農業を推進するため、商店会や直売所といった様々なところで地元産農産物を販売するなど、地産地消の取り組みを進めます。また、共通シールや特別栽培農産物の販売店の育成を図ります。

各主体が実行すること

市 民

- 環境にやさしい農業でできた農産物を優先的に購入します。
- 地元産農産物を優先的に購入します。
- 市民農園の拡大と農地の保全のため、農業従事者と保全管理協定を締結します。

事 業 者

- 農業従事者団体などは、埼玉県の特別栽培農産物認証制度に組織的に取り組みます。
- 農業従事者は土壌診断による適切な肥培管理や適切な病害虫発生予防を実施し、環境にやさしい栽培方法に努めます。
- 農業従事者は、農地の保全のため、市民との農地保全管理協定を締結します。
- 農業従事者は冬季の畑で作付け予定のない場合、麦や緑肥を栽培します。
- 農業従事者団体などは、地元産農産物の学校給食への拡大に協力します。

行 政

- 埼玉県の特別栽培農産物認証制度の認定を推進します。
- 環境にやさしい農業に取り組む農業従事者団体などへの支援に努めます。
- 農業従事者と市民の農地保全管理協定の周知に努めます。
- 麦や緑肥の種子などの現物支給を推進し、土ほこり対策や地力増進を支援します。
- 光が拡散しにくい照明機材の設置・改修に努めます。
- 学校などの給食の献立に、地元産農産物を積極的に取り入れ、子どもたちへの農業教育を行います。
- 地元産農産物が市内で流通するような制度や共通シールを検討します。
- 県の認証農産物を販売する店の周知に努めます。

## 8 安心して住みつつげられる環境を確保しよう

事業活動や日常生活の影響により発生する環境汚染を防止し、改善していくことは、安心して暮らせるまちづくりのためには大切なことです。環境に配慮し、持続可能な社会をつくるために、みんなで対策を考え、実践していくことが求められています。

### 環境の具体的な目標

- ◆ 環境汚染の防止に努めるとともに、汚染が発生した場合には、その拡大の防止と解消に努めます。
- ◆ 事業活動や日常生活に伴って発生する窒素酸化物<sup>\*</sup>や浮遊粒子状物質<sup>\*</sup>などによる大気の汚染や、事業排水・生活雑排水による河川の汚濁などが及ぼす環境への負荷を低減し、環境保全に向けた取り組みを促進します。
- ◆ 環境汚染の防止に向けた取り組みを、着実かつ効率的に推進していくために、環境測定を実施するとともに、情報の収集と提供をおこないます。

### 現状と課題

- ・ 本市においては、大規模な工場や事業所が比較的少ないため、それらが原因となって引き起こされる環境汚染は発生しにくい状況です。大気・水質汚染の原因となる物質の測定値についても、県全体の平均を下回っている状況ですが、今後も引き続き監視していく必要があります。
- ・ 大気中の二酸化窒素<sup>\*</sup>については、自動車から出る排気ガスの影響を受けやすい主要交差点を中心に測定を行っていますが、全ての地点において環境基準を下回っています。
- ・ 酸性雨の原因にもなっている硫黄酸化物<sup>\*</sup>のうち、二酸化硫黄<sup>\*</sup>については全県的に環境基準を達成しており、市内に大きな発生源もないことから、自然環境と人の健康の双方について、特段の問題とはなっておりません。
- ・ 市内における浮遊粒子状物質についても、環境基準を大きく下回っています。また、県全体で見た場合でも、浮遊粒子状物質の平均濃度は年々減少しており、今後もさらなる改善が期待されます。
- ・ 光化学スモッグの発生原因である光化学オキシダント<sup>\*</sup>については、一時期に比べて健康被害は減少しているものの、環境基準については全県的に上回っている状態であり、根本的な問題の解決にはいたっていません。
- ・ 大気と土壌に含まれるダイオキシン類については、いずれの測定結果も環境基準を大きく下回っている状況ですが、引き続き監視していく必要があります。
- ・ 河川などの水質については、全体として一時期よりも改善が図られつつありますが、汚濁の原因となる河川へのごみの不法投棄や未処理の事業排水・生活雑排水の流入が無くなったわけではありません。事業活動や日常生活における環境への影響について十分に認識し、自らの行動を見直すことが、問題解決のための大きなカギとなっています。

## 施策の基本方針と具体的な取組

### ●環境汚染の防止

- 事業者による大規模な環境汚染の発生を防止するために、監視と測定に努めるとともに、汚染が発生した場合には、その拡大の防止と解消に努めます。
- 環境汚染の防止に向けた対策を推進するために、市民が行う身近な環境の調査を支援し、その測定結果の活用を図ります。
- 広範囲にわたる環境汚染については、それを未然に防止するための啓発や情報提供を行い、汚染が発生した場合には、県や近隣自治体と協力してその解決を図ります。
- 環境汚染を防止するために、事業者に対して情報の提供や助言、指導を行うとともに、必要に応じて支援を行います。
- 県や近隣自治体との連携を強化し、環境汚染を防止するための取り組みを効果的に行います。

## 各主体が実行すること

### 市 民

- 日常生活における環境汚染との関わりについての理解を深め、環境への負荷をできるだけ低減するために、水質や大気といった身近な環境の調査と測定、自家用車の使用の抑制、アイドリングストップ、生活雑排水による河川汚濁の防止を継続して実行していきます。
- 仲間づくりや子どもへの啓発などを通して、環境汚染についての理解を深めます。

### 事 業 者

- 自己の事業活動から生ずる環境への負荷を常に把握し、その抑制に努めます。
- 環境汚染の発生を防止するために、適切な対策をとります。

### 行 政

- 環境汚染についての先進的な情報を収集し、市民や事業者へ提供します。
- 環境汚染を防止するために、市民や事業者に対して助言や支援、指導を行います。
- 環境調査と測定を実施します。
- 県や近隣自治体との連携を強化し、環境汚染を防止するための取り組みを効果的に行います。
- 市民や事業者と協力して、環境汚染の防止に向けた総合的対策を推進します。
- ダイオキシン類発生のおそれのある野外焼却の防止に努めます。

## 4 みんなの力を合わせる

望ましい環境像の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動をいっそう活発にするため、環境学習や人材育成、環境情報の提供、参加と協働\*の仕組みづくりを進めます。

### 9 身近な環境を市民が守り育てよう

これまで、環境保全活動は行政が主体となって行われてきましたが、これからの環境保全活動では、市民自らが将来の世代のために、何ができるかを考え、主体的に取り組むことが求められています。

#### 環境の具体的な目標

- ◆ 市民による環境保全活動を活性化します。
- ◆ 環境保全活動に参加する市民のネットワーク化や情報の共有を図り、活動の拡充を目指します。

#### 現状と課題

- ・ まちの清掃活動や「花の植え付け」「公園の手入れ」など、市民・事業者の自主的な活動が続けられるようになってきています。
- ・ 環境保全活動を行うNPO・ボランティア組織が育ってきており、今後のさらなる発展が期待されます。
- ・ 市民による主体的な環境保全活動を支援し、その充実を図っていくことが必要となります。
- ・ 快適で清潔なまちづくりを目指して、「富士見市をきれいにする条例」が平成19年度に施行されました。今後は条例の主旨の実現に向けた行動をしていくことが必要です。

#### 施策の基本方針と具体的な取組

##### ●環境保全活動の活性化

- 環境調査や緑の保全といった、環境保全活動の企画や実践を主体的に行う市民を養成するために、学習機会の充実を図ります。
- 環境保全活動を行う市民団体の結成を広く呼びかけ、行政はその支援を行います。

##### ●環境保全活動に参加する市民のネットワーク化

- 環境保全活動を充実させるために、参加する市民のネットワーク化を進めます。
- 環境保全活動を行う市民団体をコーディネートする機能を確立し、スムーズな運営と活動の拡充を図ります。



各主体が実行すること

市 民

- 自分達の住む街に愛着を持ち、主体的に環境保全活動を行います。
- 市民相互のネットワーク化を図り、環境保全活動を拡充します。
- 生態系の保全と、循環型社会の実現を目指した環境保全活動に取り組みます。
- 「富士見市をきれいにする条例」を守り、快適で清潔なまちづくりに努めます。

事 業 者

- 市民の一員として、従業員とともに環境保全活動に参加するよう心がけます。
- 環境保全活動を実施する市民を支援するために、事業所施設や機材、人材の提供に努めます。
- 周囲の環境や景観に配慮した事業活動を行うよう心がけます。
- 「富士見市をきれいにする条例」を守り、快適で清潔なまちづくりに努めます。

行 政

- 環境保全活動を行う市民団体など、主体的な市民の活動を支援します。
- 富士見市環境施策推進市民会議の主体的な活動を支援します。
- 「富士見市をきれいにする条例」の主旨の実現に向け、環境美化を推進するための美化推進計画を定め、快適で清潔なまちづくりを目指します。

10

環境教育は地域とともに進めよう

環境教育は、人間が環境に与える影響についての理解と関心を高め、次世代を担う子どもたちの環境を大切にすることを育てるために重要な役割を果たしています。これからの環境教育は、学校だけでなく、家庭・地域・行政が連携して行うことが求められています。

環境の具体的な目標

- ◆ 環境問題に常に関心を持ち、自ら環境を守る実践的な態度の育成を図ります。
- ◆ 教職員一人ひとりが市内の環境問題について認識を深め、家庭や地域と連携し各学校の地域特性に応じた環境教育を推進します。

現状と課題

- ・ 各学校においては、各教科、道徳、特別活動、並びに総合的な学習の時間との相互の関連を図った全体計画、指導計画が作成され、それに基づいた環境教育が推進されています。また、日常的に節電や節水、ごみの分別回収を行うなどの具体的な実践も進められています。しかし、地域の環境問題を十分に踏まえ、その解決を目指した環境教育とはなっていない状況があります。地域特性を把握し、その特色を生かした教材づくりを進めることが課題です。
- ・ 教職員の本市の環境問題に関する認識を深め、共通理解に基づいた推進体制を確立することが課題です。
- ・ 地域の自然環境や社会環境を生かした環境教育を推進するため、家庭・地域・行政との連携をいっそう深めることが課題となっています。

施策の基本方針と具体的な取組

●環境教育に関する人材・教材整備

- 教職員を対象に研修会を開催し、本市の環境問題を踏まえた環境教育を推進する教職員の育成を図ります。
- 市と各学校が連携し、環境教育を補助・支援する人材などの充実を図ります。
- 本市の環境問題について学習し、認識を深めることのできるパンフレット類の充実を図ります。

●環境教育の計画的な実施

- 各学校の地域特性に応じ、本市の環境問題を踏まえた環境教育の指導計画の改善、充実を図ります。
- 各学校が、地域の自然環境・社会環境を教材とした環境教育を推進します。

●地域との連携の推進

- 地域の自然環境・社会環境を生かし、家庭・地域との連携を強化した環境教育を推進します。
- 事業所や富士見環境センター<sup>\*</sup>や利彩館<sup>\*</sup>、交流センター、公民館などと連携した環境教育を推進します。

各主体が実行すること

市 民

- 各学校における環境教育を補助・支援します。
- 市民団体などは各学校と連携しながら活動を進めていきます。

事 業 者

- 各学校における環境教育を補助・支援するために、事業所施設や機材、人材の提供に協力します。
- 各学校と連携した環境保全活動を推進し、環境教育の充実に協力します。

行 政

- 教職員対象の研修会を開催します。
- 環境教育に活用できるパンフレットを充実させ、各学校に対し情報を提供します。
- 環境教育指導計画の改善、充実に図ります。
- 各学校は、地域の自然環境や社会環境を環境教育の教材として有効に利用します。
- 地域と連携して、環境教育を推進します。
- 富士見市市民人材バンク<sup>\*</sup>の活動を支援するとともに、学校などに周知します。

市民・事業者・行政が一体となって環境問題を解決していくためには、一人ひとりが環境に対する知識と関心を持ち、互いに環境に関する情報を提供したり交換したりする場や、様々な意見やアイデアを交換する場が必要となります。

### 環境の具体的な目標

- ◆ 市民・事業者・行政の三者が一体となって、地域における環境保全に取り組んでいくための学習機会を充実し、環境問題に対する意識の向上を図ります。
- ◆ 市民・事業者・行政による環境情報の相互発信を通し、環境問題に対する共通行動を取れるようにします。

### 現状と課題

- ・ 富士見市環境施策推進市民会議が組織化され、環境パトロールや市内の行事でのごみ分別クイズなどを通して、市民の意識向上を図っています。
- ・ テレビや雑誌などから環境についての情報を目にする機会が多くあり、市民の意識も高くなってきています。しかし、人によって関心のある環境問題が異なるので、様々な問題について幅広く学ぶ姿勢が必要です。

### 施策の基本方針と具体的な取組

#### ●学習機会の充実

- 環境問題についての学習機会を設け、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。その際、事業者へも積極的に支援するよう働きかけます。
- 行政が中心となり、地域の環境保全や自然保護に関する専門的知識や技能を持った市民・事業者を発掘するとともに、富士見市市民人材バンクへの登録を進め、登録者を学習会などで積極的に活用できるよう周知します。

#### ●環境情報の相互発信

- 市民・事業者・行政のそれぞれが相互に環境情報を交換し、環境問題に対して共通行動を取れるよう努めます。

各主体が実行すること

市 民

- 環境学習会や環境保全活動へ積極的に参加し、また自ら環境情報を交換するように努めます。
- 富士見市市民人材バンクへ積極的に登録するとともに、その活用に努めます。

事 業 者

- 環境情報の提供と交換を行います。
- 環境学習への連携・協力を努めます。
- 富士見市市民人材バンクに積極的に登録するとともに、従業員にも登録を呼びかけます。

行 政

- 市民と事業者が環境への理解を深め、環境にやさしい生活や事業活動を推進するよう啓発します。
- 環境負荷の低減を図る意識づくりのため、環境教育や生涯学習の体系的推進に努めます。
- 積極的な環境情報の提供と交換のための場や機会を設けます。
- 環境保全のための専門的知識や技能を持った人材を発掘し、富士見市市民人材バンクへの登録を推進するとともに、登録者を学習会などで積極的に活用できるよう周知します。

12

みんなで計画を実行し、評価しよう

市民・事業者・行政が連携しながら本計画を実行し、相互に評価していくことで、富士見市環境基本計画の描く望ましい環境像の実現を目指します。

環境の具体的な目標

- ◆ 本計画の実行計画を策定し、可能な限り具体的な数値目標を設定します。
- ◆ 市民・事業者・行政が取り組む各施策の実施状況と目標達成度を把握し、その要因分析を行い、結果を公表します。
- ◆ 市民・事業者・行政が実施する施策については、相互に支援します。

現状と課題

- ・ 具体的な数値目標を、改定後の5年間で設定していく必要があります。
- ・ 平成18年度の市民意識調査によると「水と緑に親しむまちづくり」の満足度については「満足」が49.7%、「不満」が36.7%となっており、「ごみの減量化・資源化」の満足度については「満足」が63.4%、「不満」が29.3%となっています。
- ・ 毎年、年次報告書「富士見市の環境」を作成し公表しています。

施策の基本方針と具体的な取組

●具体的な数値目標の設定

- 本計画の実行計画を策定し、可能な限り具体的な数値目標を設定することで、その進行管理を行います。
- 本計画の掲げる目標の達成状況を評価し、その結果を公表します。

●市民・事業者・行政の連携の推進

- 市民・事業者・行政の環境保全活動を、相互に支援します。
- 市民・事業者・行政が本計画を連携して推進し、相互に点検・評価を行います。

各主体が実行すること

市 民

- 計画の進捗状況や目標達成度を把握するための意識調査に協力します。
- 事業者や行政と情報を交換し、実行・評価に役立っています。

事 業 者

- 計画の進捗状況や目標達成度を把握するための意識調査に協力します。
- 取り組んでいる環境保全行動を積極的に公表します。
- 市民や行政と情報を交換し、実行・評価に役立っています。

行 政

- 市民や事業者と情報を交換し、施策の運営に役立っています。
- 市民や事業者对环境に対する意識調査を行い、計画の進捗状況を把握します。
- 年次報告書「富士見市の環境」を作成し、公表します。
- 本計画の進行管理を行うために、実行計画を策定するとともに、可能な限り具体的な数値目標を設定します。

## 第4章 重点テーマ「地球温暖化対策」

### 1 重点テーマの考え方

近年、多発する異常気象の一因ともいわれている地球温暖化問題は、全人類に共通する課題とされており、国際社会においては「気候変動枠組条約<sup>\*</sup>」の締結や「京都議定書<sup>\*</sup>」の合意・発効が行われ、日本においては「地球温暖化防止対策推進法<sup>\*</sup>」や「地球温暖化防止対策推進大綱」の制定、「京都議定書目標達成計画」の策定・推進といった対策を進めています。

日本における温室効果ガスの排出の大半は産業活動に起因したものであり、徹底した省エネルギーやクリーンエネルギーへの転換などの取り組みにより、その排出量は徐々に減少してきています。その一方で、私たちの日常生活から排出されている温室効果ガスは増えつづけており、可能な限り資源やエネルギーの無駄使いを排除して、省資源やリサイクルに努めることなどを実行し、私たちのライフスタイルを見直していくことが欠かせません。

このような背景を考慮して、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくべき重点テーマとして、「地球温暖化対策」を掲げます。

### 2 重点的に取り組む項目

地球温暖化対策のために重点的に取り組む項目を第3章の中から3つ取り上げました。

#### エネルギーを大切にしよう

平成18年度の速報値における日本の温室効果ガスの排出量は13億4千100万トンであり、このうちの11億8千400万トンがエネルギーの消費に伴うものです。その9割以上がエネルギー起源のものであることから、その消費を抑えていくことが地球温暖化対策の要となっています。

#### 市民が実行すること

- 今後ますます深刻化しつつある地球温暖化などの環境問題を、人類共通の課題として認識し、一人ひとりが自ら省エネルギーに努めます。
- 徒歩と自転車、公共交通機関の利用をできるだけ心がけます。
- 自動車を使用するときはアイドリングストップを心がけ、省エネルギーに努めます。

#### 事業者が実行すること

- 冷暖房の適正な温度設定に努め、省エネルギーを推進します。
- 自動車を使用するときは、アイドリングストップなどのエコドライブを実行します。
- 低公害車や低燃費車の導入に努めます。

#### 行政が実行すること

- 地球温暖化対策実行計画に基づき、自ら率先して省エネルギーを実行し、エコオフィス化を推進します。
- 地球温暖化問題についての情報提供を行い、市民や事業者の環境意識の向上に努めます。
- 市有車を低公害車や低燃費車へ切り替えていくとともに、台数の削減に努めます。



## ごみを減らそう

ごみは回収や焼却、埋め立てなどのあらゆる場面でエネルギーを使用することから、二酸化炭素発生大きな原因のひとつとなっています。処理に伴って発生する二酸化炭素の量を抑えていくために、排出されるごみの量をみんなで減らしていくことが求められています。

### 市民が実行すること

- 3Rを実践し、市作成の「ごみの出し方」パンフレットで示したルールに基づき、決められた曜日に、正しい方法で分別して出します。
- エコライフを心がけ、グリーンコンシューマーを目指します。
- マイバックを持参します。

### 事業者が実行すること

- 容器包装の削減に努めます。
- 循環型社会形成推進基本法に則り、生産者の責任を可能な範囲で実行します。

### 行政が実行すること

- ごみの削減のための具体的施策を進めることで、市民・事業者の意識向上に努め、ごみの回収費用の低減に努めます。
- グリーン購入を徹底します。

## 森や緑や生き物を守り育てよう

森や緑は、見る人の心を和ませたり、都市の景観を高めたりするだけでなく、二酸化炭素を吸収し、酸素を作り出す能力を持っており、地球温暖化問題を食い止める大きな力になると考えられています。森と緑、そこに生息する生き物などの自然を守り育てていくことが、二酸化炭素の削減のためには必要不可欠です。

### 市民が実行すること

- 行政や事業者と協力し、樹林・緑地の維持管理に努めます。
- 宅地への植樹、生垣、庭などの緑化を生態系に配慮しながら積極的に進めます。

### 事業者が実行すること

- 緑地保全に協力します。
- 敷地内の緑化率を高め、屋上緑化、壁面緑化を積極的に進めます。

### 行政が実行すること

- 「緑の基本計画」に沿って、地域バランスの取れた公園整備による緑の確保を図ります。
- 公共施設に壁面緑化などを取り入れることにより、緑化に努めます。
- 残された民有樹林地や屋敷林を保全するために、小規模でも保存樹林等に指定し、所有者の維持管理費の負担軽減について検討します。
- 事業者や個人が所有する樹林や緑地の保全のための支援をします。

## 第5章 計画の推進

### 1 各主体の役割

#### 市民

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが日常生活の中で環境への取り組みを実行していくことが必要です。たとえ市民一人としてはほんの少しの取り組みであったとしても、市全体としてみると大きな取り組みとなって、良好な環境を維持していくための大きな力となるのです。

さらに、一人ひとりの取り組みに加えて、町会やPTA、マンション管理組合など、団体としての取り組みも非常に重要であり、個人では取り組みにくい行動を推進するためにも大きな役割を担っています。また、市内に住む人以外の人とも力を合わせて、環境に配慮した行動をしていくことも大切です。

#### 事業者

事業活動が環境に与える影響の大きさを考慮し、企業利益の追求と環境への配慮を同時に行っていく姿勢が必要です。取り組みを効果的に進めるためには、エコビジネス<sup>※</sup>への参入や、環境マネジメントシステム<sup>※</sup>の導入などにより、取り組み状況や効果を検証するとともに、その結果を公表していくことが必要であり、そのような環境面での企業努力は、消費者からの評価につながります。

その実行には企業単体としてだけでなく、業界や地域と協力して取り組んでいくことも重要です。

さらに、経済活動の広域化を踏まえ、市内の環境に配慮するだけでなく、広く国内外での事業活動による環境への影響についても配慮していくことが期待されます。

#### 行政

都市基盤の整備やごみの回収・処理などの市内のみを対象としたものから、地球温暖化問題やダイオキシン対策などの広域的な視野が必要とされるものにとるまで、環境に配慮した事業を率先して行っていくとともに、市民・事業者の協力を得るために、積極的な情報提供なども行っていきます。

また、自らも環境に配慮した事業活動を行うとともに、数値目標を設定し、進行管理を行います。

### 2 計画の推進体制

#### 推進組織

- 富士見市環境施策推進市民会議

環境の保全・創造を目指す市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力しながら、お互いの自主的な行動を推進していくための組織です。

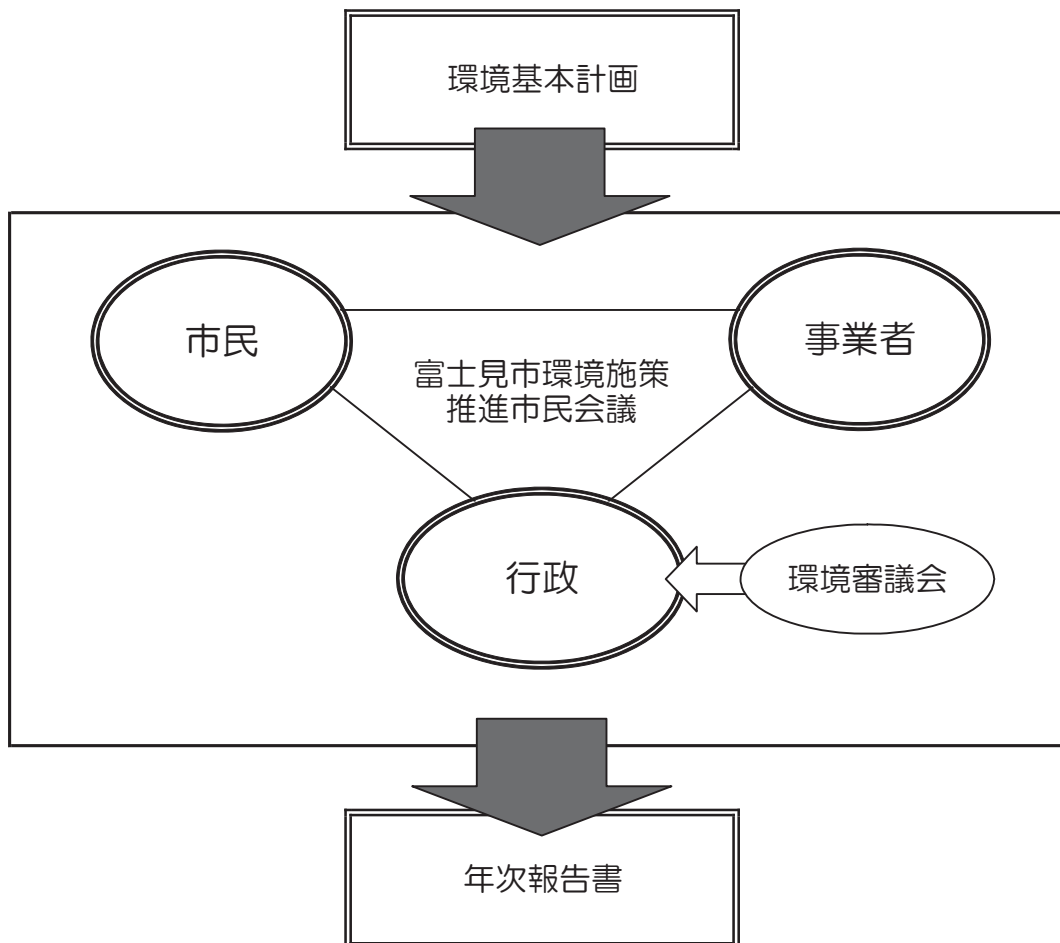
- 富士見市環境審議会

市長からの諮問に応じ、環境の保全および創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全・創造に関する基本的事項について市長に意見を述べます。

- 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

市役所内の総合的な調整を行う組織で、環境施策についての検討・調整および計画の進行管理を実施し、年次報告書を作成します。

《推進組織》



広域的な連携

地球環境問題をはじめとする広域的な対応が必要な環境問題については、国や県、近隣自治体と連携して、広域的な視野に立った取り組みを推進していきます。

### 3 進行管理の方法

本計画の進行管理を行うために実行計画を策定し、目標の達成状況や実施状況を点検・評価します。

- ① **取り組み状況の点検・評価**  
市民・事業者の取り組み状況の点検・評価については富士見市環境施策推進市民会議が行います。行政の取り組みについては環境にやさしい都市づくり検討委員会が行うとともに、各主体のとりまとめを行います。
- ② **年次報告書の作成・公表**  
環境にやさしい都市づくり検討委員会は、点検・評価した各主体の取り組み状況についてとりまとめを行い、年次報告書の作成・公表を行います。
- ③ **意見のまとめ**  
作成・公表された年次報告書に対して、市民・事業者や環境審議会、富士見市環境施策推進市民会議から出される意見を収集し、次年度以降の計画の推進に反映させます。

≪ 進行管理の基本的な流れ ≫

